

質問回答書

案件名： 2024 年度 JICA 筑波の庁舎で使用する電気の調達

回答

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1		仕様書及び仕様書別紙	【予定使用電力量について】 別紙記載の内訳を参照し使用量の計算をしますと、予定使用電力量の年間合計数値が仕様書及び別紙にそれぞれ記載の合計とも一致しません。正となる数値をご教示願います。	「第2 業務仕様書P1」、「2. 仕様」、「(2) 契約電力、予定使用電力量」、「2) 予定使用電力量」及び「第2 業務仕様書P3」、「月別予定使用電力量」、(表中における縦列合計・横列合計の総合計欄)に記載の、1年当たりの予定使用電力量はいずれも「1, 337, 222kWh」となります。本件は、【入札説明書の訂正】にて訂正させていただきます。
2			【燃料費等調整単価の適用月について】 請求書に記載のご利用月に該当する月の燃料費(等)調整単価(一般送配電事業者公表)を適用しますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
3			【電気・ガス価格激変緩和対策事業について】 現在、電気・ガス価格激変緩和対策措置が行われているかと存じますが、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
4			【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご承いただけますでしょうか。	電子化された請求書についてはJICA内の規定により電子印鑑の有無等が定められているため、紙ベースの請求書の発行を前提として、電子化された請求書の発行については協議(詳細の確認)に応じます。
5			【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ませんがご了承いただけますでしょうか。	契約者であるJICA宛のみに請求書が発行されれば問題ありませんが、その場合でも仕様書・契約書への記載が必要であれば記載します。
6			【料金の算定期間について】 計量日が1日以外であって次年度も契約継続となった場合、年度月末に臨時清算をご希望の場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日となるため(託送供給約款より)電力使用量の確定値が出ませんので、電力使用量は速報値での請求となります。ご了承いただけますでしょうか。 また、臨時清算のご希望のない場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日の年度をまたぐ形となります。ご了承いただけますでしょうか。	計量日(検針日)は毎月1日です。
7			【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	計量日(検針日)は毎月1日です。
8			【入札内訳書について】 提出は落札後となり、郵便入札の場合も入札書と同封ではないという認識でお間違いないでしょうか。	入札金額内訳書は、入札日当日に持参・郵送の場合のいずれも、入札書と併せて提出をお願いします。但し、再入札となった場合においては入札書のみ提出とし、入札金額内訳書を併せて提出することは不要とします。再入札を経て落札となった場合は、入札金額内訳書を落札後、契約締結までに速やかに提出してください。